

大阪広域水道企業団議会 8月臨時会 提出予定議案

○議案

番号	名 称	概 要
第1号議案	平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	○平成30年度の工業用水道事業会計に係る債務負担行為の補正について議決を求めるもの。

○報告

番号	名 称	概 要
第1号報告	平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告する。
第2号報告	平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告する。

平成30年

第2回大阪広域水道企業団議会
(8月臨時会)

提出議案

(第1号議案)

(第1号報告～第2号報告)

目 次

第 1 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・・・	1
第 1 号報告	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・・・・	5
第 2 号報告	平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・	8

第1号議案

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第 1 条 平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
増 補 改 良 事 業 (過 年 度 分)	平成31年度	222,728 千円
受 託 工 事 (過 年 度 分)	平成31年度	163,528
管路更新検討委託	平成31年度	50,976

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
債務負担行為に関する調書-----	4

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
増 補 改 良 事 業 (過 年 度 分)	222,728	—	—	平成31年度	222,728	0	0	222,728
受 託 工 事 (過 年 度 分)	163,528	—	—	平成31年度	163,528	0	0	163,528
管 路 更 新 検 討 委 託	50,976	—	—	平成31年度	50,976	0	0	50,976

第1号報告

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に關す
る計画について、次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
水道用水供給事業的支出	建設改良費	改良事業	39,410,292,422	35,998,452,130	1,425,819,600	円	0	0	1,262,819,600	1,986,020,692	0	工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応等に日時を要したことなく繰越しを必要とした。
			26,414,605,422	23,002,766,288	1,425,819,600	円	0	0	1,262,819,600	1,986,019,534	0	
			23,428,981,342	19,781,946,501	1,425,819,600	円	0	0	1,262,819,600	2,221,215,241	0	

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
千早赤阪水道事業的 資本支出	建設改良費	施設改良事業	185,120,000	145,266,168	21,729,600	403,000	0	10,140,120	11,186,480	18,124,232	0	工事関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。
			153,621,000	113,767,755	21,729,600	403,000	0	10,140,120	11,186,480	18,123,645	0	
			153,621,000	113,767,755	21,729,600	403,000	0	10,140,120	11,186,480	18,123,645	0	

第 2 号 報 告

平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額	明 説	
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金				
工業用 水道事業 資本的支出	建設 改良 設 費	増 補 改 良 事 業	5,331,766,880	4,265,199,963	411,880,000	円	0	0	0	円	0	工 事 の 施 工 に 伴 い 発 生 し た 状 況 の 変 化 へ の 対 応 等 に 日 時 を 要 し た こ と な ど に よ り 、 や む な く 繰 越 し を 必 要 と し た 。	
			2,274,141,880	1,207,576,492	411,880,000	円	0	0	0	円	654,686,917		0
			2,274,141,880	1,207,576,492	411,880,000	円	0	0	0	円	654,685,388		0
						円	0	0	0	円	0		

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	工事施工状況の変化	送水管布設工事 (庭窪万博系統連絡管・摂津市ほか)	摂津市	491,572,800
2		泉北浄水池更新及びポンプ棟築造工事	堺市	586,357,920
3		村野浄水場 階層系排泥池排泥ヘッダー管元弁ほか改良工事	枚方市	9,266,400
4		村野浄水場 排水排泥池無停電電源設備更新工事	枚方市	29,160,000
5		高槻ポンプ場ほか 水質モニター改良工事	高槻市	23,220,000
6	関係機関との協議	送水管布設工事(庭窪万博系統連絡管)に係る架空線移設工事	吹田市	330,840
7		分岐施設改良等実施設計委託 (寝屋川市・高宮分岐)	寝屋川市	5,227,200
8		送水管布設工事 (河南連絡管・柏原ルート)3工区	羽曳野市	15,675,120
9		送水管布設土質調査委託 (阪南・岬送水管)	阪南市	4,222,800
10		送水管布設基本検討委託 (河南連絡管・河南ルート)	富田林市	7,144,200
11	その他	庭窪浄水場 後ろ過施設電気設備設置工事	守口市	10,053,720
12		庭窪浄水場 後ろ過施設建築付帯電気設備設置工事	守口市	11,395,080
13		バルブ設備設置工事 (河南連絡管・泉北ルートほか)	堺市	17,857,800
14		松原ポンプ場 非常用発電設備設置工事	松原市	214,335,720
			合計	1,425,819,600

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	関係者との協議	下水道工事に伴う配水管移設工事	千早赤阪村	10,140,120
2		老朽管更新工事(千早地区)	千早赤阪村	10,639,080
3	その他	災害復旧工事(配水管φ75 村道日出目虎谷線)	千早赤阪村	950,400

合計 21,729,600

平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	工事施工状況の変化	配水管布設替工事(豊中幹線) 1工区ガス管移設工事(φ200)	吹田市	4,450,000
2		配水管布設替実施設計委託 (八尾本管分岐・八尾市ほか)1工区	八尾市	17,444,160
3		配水管更新工事 (2次工水2期管・堺市)	堺市	121,803,480
4		配水管更新鑄鉄管製作及び継手工事 (2次工水2期管・堺市)	堺市	131,166,000
5		配水管更新鋼管製作及び継手工事 (2次工水2期管・堺市)	堺市	60,706,800
6	関係機関との協議	配水管布設実施設計委託 (大庭三島連絡管・摂津市ほか)	摂津市	38,494,440
7		管路用地測量委託 (大庭三島連絡管・摂津市)	摂津市	918,000
8		連絡管布設実施設計委託 (大庭三島連絡管・守口市)	守口市	31,460,400
9		配水管布設替実施設計委託 (布施北分岐・東大阪市)	東大阪市	5,436,720
			合計	411,880,000

参考 地方公営企業法抜粋

(予算の繰越)

第二十六条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。